

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年七月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

ショージ黒瀬店

2 所在地

東広島市黒瀬町南方八二九―一外十七筆

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 名称 有限会社中本薬局 代表取締役 中本 聖子

住所 尾道市土庄町一八九番七号

（変更後） 名称 西條商事株式会社 代表取締役 蔵田 憲

住所 東広島市西条土与丸二丁目六番四九号

三 変更の日

平成十九年七月六日

四 変更する理由

契約期間の満了に伴って、小売業者の入れ替えを行ったため。

五 届出年月日

平成十九年七月九日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室（広島市中区基町一〇番五二号）

東広島市産業部商業観光課（東広島市西条上市町七番四二号）

2 縦覧期間

平成十九年七月十九日から平成十九年十一月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

2

平成十九年十一月十九日

提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室